令和７年度毛呂山町障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金に関するＱ＆Ａ

Ｒ７．７

Ｑ１　事業の目的は？

エネルギー価格や食料品価格が高騰する中、物価高騰の影響を受けている町内の福祉サービス事業者等に対し、重点支援地方交付金の趣旨に則り事業者支援を実施するもので、支援金の交付により、地域の障害福祉サービス事業者等の負担軽減を図り継続的な事業の提供を支援することを目的としたものでございます。

Ｑ２　対象となる事業所は？

対象は令和７年５月１日現在、毛呂山町内で事業を継続している障害福祉サービス事業所です。具体的には、要綱に規定した埼玉県及び町の指定を受けている事業者です。

Ｑ３　支援金の使途（活用方法）は？

物価高騰が続く中、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者に対し、支援を行う事業となりますので、物価高騰分に対し補助することを目的としています。目的に沿った活用をお願いいたします。

Ｑ４　事業所ごとの申請になるのか？

指定を受けている事業所ごとに１事業所とします。

なお、同一の施設内に複数のサービスが登録されている場合も１事業所と数えますので法人内で取りまとめていただきますが、同一の施設内でも別々の登録がされている場合はそれぞれ申請していただくことになります。

申請にあたっては、指定書の写しを添付していただきます。

Ｑ５　支援金の交付時期は？

交付申請書の内容を確認させていただき、不備等がなければ、交付決定通知書を郵送し、請求書を返送していただいた後、１か月程度を目途に指定口座に振り込みます。

Ｑ６　申請書の提出期限は？

令和７年９月３０日（火）が申請の期限となります。今年度限りの事業になりますので速やかに申請書を提出していただくものとしております。

Ｑ７　国・県から他の制度の交付金を受けていても申請できますか？

他の交付金の交付があっても町の支援金を受けることができます。

ただし、国・県等の交付金を申し込む際は、それぞれの制度をご確認ください。

Ｑ８　毛呂山町の支援金は今回限りですか？

今般、「重点支援地方交付金」を活用して実施するものでございます。要綱上、今年度に限り１度申請できるものと例規を公布しております。現時点で２回目の支援金の予定はありません。

Ｑ９　支援金の設定の根拠は？

支援金は過去に町で実施した内容を参考にさせていただき、単価を設定させていただいたところでございます。もちろん、国における町への配分額を基に、毛呂山町の他事業との予算配分等様々な要素を考慮したものでございます。

Ｑ１０　最低額と最高額の差は何か？

今回、サービス種別を、入所系、通所系、訪問系、その他等と区分し配分したものでございます。

Ｑ１１　事業者への周知はどのようにするのか？

各事業者には申請通知を郵送いたします。

郵送前に各施設長などに担当より電話連絡を入れ、内容の説明をいたします。

Ｑ１２　事業継続はどのように確認するのか？

申請に際し、事業者に手間のかかる申請をしていただくことは考えておりません。申請書上に「事業継続の意思」等を誓約していただくこととなります。

Ｑ１３　支援金は税務上課税なのか非課税なのか？

一般的に法律により非課税という規定が設けられていない限り、担税力を増加させる経済的な利益は課税所得になるとされております。このため、今回の支援金につきましては課税所得として申告していただくものと考えております。

申告に際してご不明な点は、国税庁ホームページにある質疑応答事例もご確認のうえ、所轄税務官庁にお問い合わせください。